

第10回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和6年9月11日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

なお、高橋雅一議長は地方自治法第105条の規定により出席しますので、申し添えます。

ただいまから令和5年度の西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長並びに柿崎教育長より提出しております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

審査の初日に申し上げましたが、本日の総括質疑は複数の課に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を行いますので、ただ単に所管課の際に質問し忘れた、再度確認したい、単なる計数確認などの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いいたします。

総括質疑に入る前に、昨日まで行った各課の審査の際に行った答弁に関し補足の答弁を求められておりますので、これを許します。

企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。9月6日に行われました企画財政課所管分の決算審査において、高橋宏委員に対して西和賀産業公社に委託を行っている地域商社事業やふるさと納税推進業務、雪を活用した商品開発・情報発信業務の整理、すみ分けがどのようになっているかということに関して答弁が不十分でありましたので、説明を補足させていただきます。なお、本件に関わる資料を追加で配付させていただきますので、併せてご参照いただきたいと思います。

町では、地域商社事業推進業務、ふるさと納税推進業務、雪を活用した商品開発・情報発信業務を地域商社機能のパッケージとして捉えて推進をしているところであります。まず、地域商社とはどのようなものかと申しますと、内閣府の定義として、地域資源の価値向上により地域の稼ぐ力を高めるとともに、地方の社会的課題の解決を促進するために地域製品の販売等に携わる組織とされております。

町では、こうした観点から、西わらびなど地域資源を活用した事業に取り組んできた西和賀産業公社の取組をベースとしながら、ユキノチカラの企画、発信力を生かした商品開発、情報発信の推進にふるさと納税の制度を活用することを本町における地域商社モデルとして整理をしているところであります。地域商社推進業務は、関係団体によるネットワーク会議、町内事業者に対する研修会の企画運営、西わらびなど地域製品の営業販売など、地域商社機能を推進するための全体調整が業務となっているのに対し、ふるさと納税推進業務はふるさと納税を運営するための寄附受付、商品の受発注、発送とそれに伴う町内事業者との調整、寄附者からのカスタマー業務等、ふるさと納税に特化した業務内容となっているものであります。雪を活用した商品開発・情報発信業務は、地域ブランドであるユキノチカラを活用したユキノチカラ新聞の発行やウェブサイトのリニューアル、雪室野菜の試験貯蔵販売や、新潟県の雪室など雪活用の先進事例の研修視察など、町の気候特性である雪を活用したプロモーションや新たな取組の芽出しが主な事業内容となっており、それぞれの事業は、町の第2期西和賀町まち・ひと・

しごと創生総合戦略にも位置づけられているものであります。地域商社による取組は、地方創生の推進の実現の手段として国や県も推奨していることから、各種制度や補助金などを活用しながら取り組んでおり、地域商社事業推進業務は県の地域経営推進事業補助、雪を活用した商品開発・情報発信業務は国の企業版ふるさと納税の制度による企業からの寄附を財源として実施しており、当然のことながら、予算執行上はそれぞれ分かれておりますが、開発、商品のプロモーションや販売拡大など、相互に関連する部分も多いことから、効果的かつ効率的な目的達成を目指して事業間で連携させながら取り組んでいるところであります。

なお、本件に関わるそれぞれの事業実施の状況は、決算附属資料の59ページ上段のふるさと納税推奨事業、下段のまち・ひと・しごと創生総合対策事業のうちの地域商社事業推進業務委託、それから61ページ上段の地域ブランド推進事業のとおりでありますので、併せてご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 質問者はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 大変分かりやすい資料を用意していただきありがとうございます。私、どうしてもこの地域商社という名前からといいますか、ハード、どこかにこういう地域商社の担当部門があってというようなイメージが強かったのですがけれども、地域商社事業という捉え方をしていかなければいけないのだなということは改めて認識しながら見たのですけれども、ちょっと私なりの確認なのですけれども、そうしますとふるさと納税事業推進事業は主に産業公社、商品開発については産業公社とユキノチカラが連携しながら、町のまち・ひと・しごと創生総合対策事業として産業公社に地域商社事業推進業務委託料ということで商品開発などを委託して進めているという理解でいいのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

ただいま委員のおっしゃられたようなご認識で間違いのないと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 現時点では、この体制で進めていくのがベストであろうという考えでの認識なのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

この地域商社の取組でございますが、取組始まる前は西和賀産業公社と、それからユキノチカラ、ふるさと納税、これら別々で、個々で動いていたわけでありましてけれども、それぞれが抱えている強み、弱みをお互いに補い合っパフォーマンスを最大限に持っていくということが大事だろうと。そうした視点で見た場合に、今のこの組合せ、取り合わせというのが、今時点では最適な組合せだと思っております。

委員長 質問者はよろしいですね。

では次に、各課の審査の際に行った資料答弁に関し訂正を求められておりますので、これを許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長 改めましておはようございます。

昨日行われました生涯学習課の審査におきまして、普本歌織委員からの男女共同参画に関する質問において提出資料に誤りがありましたので、訂正を行いたいと思います。

訂正を行うのは、令和5年度決算附属資料の147ページ上段でございます。男女共同参画推進事業でございます。その実施状況の項目におきまして、西和賀町男女共同参画標語コンクールの応募作品数がありますけれども、記載は応募96作品となっておりますけれども、正しくは116作品、正しくは116作品でございます。おわびして訂正いたします。よろしく申し上げます。

委員長 質問者はよろしいですか。

農林課長。

農林課長 おはようございます。昨日農林課の9月11日決算審査特別委員会において、高橋宏委員からの質問、農業振興課、令和5年度決算抜粋資料10ページ上段の6・1・3・18負担金、補助及び交付金の農産物生産・加工研究会補助金について、そして決算附属資料の96ページ下段にあるにしが生産加工研究会事業、この分の補助金の補助先を西和賀産業公社と答弁しておりましたが、附属資料の下段に書いておられますとおり、正解は、正解というか、正しくは町内4団体となりますので、この件について訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 質問者はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 訂正内容は理解しましたがけれども、先ほど企画課から地域商社の説明があったのですけれども、質問の際にも言ったのですけれども、生産加工研究会という、予算よりも決算、なかなか話合いができなかったということなのですけれども、いわゆるちょっと前ですと6次産業化というようなことの中での加工品開発ということになると思うのですけれども、産業公社さんのほうでも、全く同じとは言いませんけれども、いろいろ商品開発をしている中で、質問の際にも言いましたけれども、6次産業、いわゆる6次の中の1次であるもともとある農業、水稲、畜産業、花卉等々が非常に疲弊している中で、加工部門に関してはそういう今行われているところに少しシフトしながら行って、農林課としてはそもそもそういう商品開発に向けた1次産業が疲弊している中で、もう少しそちらにシフトして強い農業経営体をつくっていくというような考え方でいったほうがいいのではないかというふうに私は考えるのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 どうもありがとうございます。ただいま委員ご指摘されたとおりだと思います。いず

れ農業情勢も大きく変わってきておりますので、業務についても見直しをしながら今後は進めていきたいと思ひますし、検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 この加工については、今、町として産業公社さん、ユキノチカラさんをお願いしながら進めているというのはそのとおりで思ひます。ただ、我々現場、農家からすると、農協さんとのつながりというのは切っても切れない状況です。どうしてもこの農業の事業を見てきたときに、以前よりは農協さんとのつながりが弱いのではないかと。現場とすると、農協さんとのつながりなしには農業を進めていけないので、役場、農林課としても、農協、その他機関もあるでしょうけれども、そこでの連携をもう少し強化しながら、先ほど言ったように1次産業である農家の基盤強化に向けて行ってほしいと思うのですけれども、その点についての認識はどうなのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。農協さんとの協力体制についてでございますけれども、いずれにしても、先ほども申し上げましたけれども、農業情勢も大きく変わっていると、そして担い手の問題もいろいろあるというような中で、今までもJAさんとは協力体制は取ってきたのですけれども、今後はまた、なお一層、やっぱりそういった協力体制を取っていかないとなかなか事業も進まないだろうと思ひますので、委員おっしゃったとおり、今後の検討をさせていただきたいと思ひしております。

以上です。

委員長 では、質問者よろしいですね。

それでは、認定第1号から認定第9号までの総括質疑を行います。質問の際は、何の資料の何ページなのか分かるように発言をお願いします。

一括で質疑を許します。質疑ありませんか。
普本歌織君。

3番 附属資料の32ページに人件費・物件費の内訳があると思うのですが、その中に会計年度任用職員、常勤職員ということで金額が出ています。令和5年度の会計年度任用職員の人数、そして全体の職員に対する比率、どれくらいか教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 おはようございます。ご質問は、決算附属資料32ページの第7表、人件費・物件費の内訳の中の会計年度任用職員の職員との比率ということでございますが、令和5年度の会計年度任用職員でございますが、時期によって任用する人数が異なってきますので、令和5年4月1日の時点と令和6年3月31日時点での人数でちょっとお答えをしたいと思います。

初めに、一般職の職員の数ですが、こちらは4月1日も6年3月31日も同数でございます。一般職、病院等を全部含めた数で172人、次に令和5年4月1日現在での会計年度任用職員の数でございますけれども、129人となっております。一般職の職員よりも43人少なくなっております。その割合、一般職を100とした場合、会計年度の割合は75%ということになります。

次に、令和6年3月31日現在での会計年度任用職員は、181人おりました。一般職より9人多くて、その割合ですが、105%ということになってございます。

なお、会計年度任用職員は、延べ人数ということになります。1人の方が違う職を経験しているということがございますので。あと、日々雇用も含めさせてもらっております。その人数ということになってございます。

以上でございます。

委員長 質問者よろしいですか。

普本歌織君。

3番 一般職の方、会計年度任用職員の方、それぞれにお仕事があるということだと思うの

ですが、町の業務量に対して適正な人数を確保できているということよろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

会計年度任用職員に、全ての職種に共通しますけれども、会計年度任用職員は町が行う業務において必要とする人材、そして必要とする時間、期間を定めて任用してございますので、適正な人数であるという認識でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 決算附属資料の4ページに経常収支比率の年度ごとの移り変わりがあります。3年から徐々に上がり始めて、令和5年度は92.9%になっております。一般的に経常収支比率は七、八十%が理想的で、90%を超えると財政の硬直化がして、なかなかほかのことへの予算、支出が難しいというようなことを言われるのですけれども、年々経常収支比率が上がっていく中での予算編成について町の考え方をお伺いいたします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

委員がご指摘の経常収支比率、この3年間上昇しているということにつきましての認識でございます。経常収支比率というのは、委員もおっしゃっているとおり、財政構造の弾力性を表す数字でございます。この数字が高ければ高いほど、いわゆる財政が硬直化しているということでございます。今、令和5年度は92.9ということで、前の年よりも1.3ポイント増ということになってございます。ご指摘のとおり、なかなか財政運営が難しくなってくるわけですが、そういったことに配慮しながら予算編成を行っていかねばならないとは思っております。

一方で、拠点施設整備あるいは学校、保育所あるいは保健センター等々、大型事業プロジェクトが控えておりますので、財政状況を加味しながら、そういったプロジェクトにも取り組ん

でいかなければならないと思っております。い
ずれにいたしましても、非常に窮屈というか、
難しい財政運営を迫られているという認識でい
るところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 経常収支比率高くて硬直化しているから
何もしないというわけにはいかないのです、
今言われたように、様々やらなければいけない
こと、プロジェクトが控えているというのはそ
のとおりだと思います。

一方で、なかなか難しいかもしれないのです
けれども、経常費を下げるといいますか、人件
費に関わることになるのだと思いますけれども、
そのほうの検討というのはなされてきているの
でしょうか。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

経常収支比率を考えた場合には、今の担当課
長からお答えしたとおりで、予算編成ではそう
いう状況でございます。

一方で、非常にいろんな面で危機的と言われ
ている状況にあって、単に数字にとらわれるだ
けでいいのかどうか、その辺もしっかり見極め
て、絶対必要なものは必要であると思ひますし、
ただその絶対が何かという部分は、こういうよ
うな皆さんとの議論をしながら詰めていきます
けれども、そういう危機感をいろんな面で、財
政の危機感もありますし、町の持続性の確保、
持続性プラス、そうした中でも発展していくに
はどうしたらいいのか、あるいは活性化してい
くにはどうしたらいいのかと、その辺を総合的
に見極めて経常収支比率のほうも捉えていき
たいなというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

11番 農業振興課における抜粋資料の、これは
12ページに関連してくる農地費に関連していま
すし、農業委員会については4ページというこ
とで、現在農地の荒廃の対応というのが重要な
課題となっておりますし、水張り問題に対しても

今後の先には大変重要な問題となっております。
これについての対策についてをお伺いいたしま
す。

委員長 農林課長。

農林課長 ご質問ありがとうございます。農地荒
廢の対応、それから水張り問題の対策はどうな
っているのかといったご質問であったと思ひま
す。お答えをしたいと思います。

本町におきましては、山間地域の厳しい農業
環境の中で、リンドウやワラビ、そば等の作目
を導入しながら担い手への農地集積を進め、農
業経営の安定化を今まで進めてまいりました。
こうした中で、経営所得安定対策の見直しによ
って示された5年水張り問題につきましては、
本町の水田活用に大きな影響を与えるものとな
ります。この件について県と町は、5年を超え
る間隔でのブロックローテーションとしてリン
ドウ、アスパラガス、ワラビについての個別の
対応を国に要望しておりますけれども、現段階
での回答はまだございません。町としては、こ
のことに加えて、WCS、ホールクroppサイ
レージの供給体制構築についての支援について
県のほうに要望をいたしておるところござい
ます。

また、水田を畑地化して畑作物に取り組む農
業者に対しての事業として、畑地化促進事業を
実施しております。生活様式の多様化と人口
減少に伴う担い手の不足の影響については、も
ともとと言われていたわけなのですけれども、今
回の水活の件によりまして、耕作できない水田
農地の増加が加速することは残念ながら防ぎよ
うがないというような状況でございます。です
けれども、位置的に今後も必要とされる主要な
農地、こちらについては農業委員、農地利用最
適化推進委員、そして農政推進員、また地域の
農業関係者の方々のご協力により、農地として
今後も維持していくことを目的とした活動をし
ていただきながら、担い手の皆様に農地集積を
行っていくよう取り組んでまいりたいという

ふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 水張りの問題に関しては、これといった対策がないというか、かなり厳しいということでもありますけれども、畑地化については促進していくという。畑地化を推進している状況的にはどのようになっていますか。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。畑地化促進事業の件についてでございますけれども、畑地化促進事業については補助金もらうことはできるのですが、なかなかそのハードルがちょっと高い部分がございます。令和5年度については、町内で要望面積73.55ヘクタールに対して採択面積が2.29ヘクタールということになっております。要望面積の3.1%程度となっております。要望額についても、それに比例して少額となっております。ただ、令和6年度、今年度におきましては、要望面積が現在で82.23ヘクタールなのですけれども、採択予定面積については現段階ではまず33.36ヘクタールということで、41.3%ほどの採択になるのではないかとということで事務のほうは進めておるところでございます。5年度と6年度の違いについては、昨年度までは高収益作物のみの対象だったのですけれども、今年度は、またちょっと制度が変わりまして、牧草等も採択されるようになったというようなことが影響して採択のハードルがちょっと下がっているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

11番 具体的にはいろいろリンドウ、ワラビ、それからこれからはWCSも含めた中で変えていこうというような、十分分かりますけれども、農業関係者にとっては気持ち的なものがやっぱり大きいと思うのです。将来がちょっと不安だという、その辺りも行政としては含めて、特効

薬みたいなものはないとしても、やっぱり気持ちを盛り上げるような、そういうつながりをつけていかなければいけないと思いますけれども、その辺としてはどのような対策、対応をしておりますか。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。その対策ということになるわけでございますけれども、町としては、先ほども申し上げたとおり、各種農業関係の委員さん、そして農業関係だけではなくて地域の皆さん、そういった人たちのご協力を得ながらできる限りのことを進めていくことになるのですけれども、町としてもまず丁寧な説明しながら、国の制度も見極めながらということにはなりますけれども、まず農業者のほうに寄り添いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 附属資料の143ページ、総合給食センター管理運営費ということで、現在は学務課が総合給食センターを管理し、令和4年から稼働して、令和5年度、大分職員の皆様も施設に慣れてきている状態であろうというふうに思われます。そんな中で、給食センターは、総合給食センターという名前があるように、将来的には病院食もできる施設ということで、県内で初の施設ということで整備されていると認識しております。病院食への移行のための準備といたしますか、職員体制を含めて、そのような準備はできつつあるのかについてお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 給食センターについてお答えいたします。

現在の給食センターは、将来的に病院食も対応できるよう調理のラインスペース確保ができておりますが、実際に対応するとすれば、調理器具の購入、設置が必要となります。病院食を提供する場合は、調理したものを冷凍保存でき

るクックチルの調理となりますので、調理に必要な調理器具等も増えることとなります。実施するとすれば、クックチルで作ったものを数日作り置きをして、それを解凍して温め、提供するスタイルになると思います。人口減少等により、将来的に調理体制において人材不足等も想定されることから、効率的に対応できるよう、総合給食センターとしてほかの調理機能も併せ持つ形にしておりますけれども、現在病院については調理体制が取れており、今々すぐの状況ではありません。今後の状況等を踏まえながら、病院と連携して判断していきたいと考えているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今課長の発言の中にもあったのですが、それでも、それでは病院のほうでは数年後とか、総合給食センターのほうで作ってほしいというような、そういうニーズというか、予定はないということでもいいのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

今、先ほど学務課長もお話したように、病院のほうの給食体制、総合給食センターのお話があった際は、病院のほうでも業者委託から直営に切り替える時期でありましたので、かなり人材確保に苦慮したということがございました。現在は、調理員6名で勤務いただいておりますが、早番、遅番等ありますが、シフトのほうもうまく回っておる状況でございます。ですので、先ほど学務課長がお話したように、今すぐの切替え等は現在のところはないかなと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で、本特別委員会に付託されました認定議案の全てについて審査を終了いたします。

直ちに表決に入ります。

表決については、認定議案ごとに行います。

認定第1号 令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第5号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

続いて、認定第9号 令和5年度西和賀町水

道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に報告します。

以上で表決を終わります。

これをもって本特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、9月13日の本会議において当職より本委員会の審査内容について報告いたします。

なお、議長に報告する特別委員会報告書の作成と委員長報告の内容については、当職に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

この際、お諮りいたします。本会議での委員長報告をもって本特別委員会を閉じることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

ここで私から一言御礼を申し上げます。各会計決算の審査につきましては、限られた時間ではありましたが、各委員には熱心に審査していただきました。また、執行機関の皆さんは、業務多忙の中、丁寧な対応と適切、明瞭な答弁をいただきました。円滑な運営にご協力いただきましたこと、各委員、執行機関の皆さんに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもって本特別委員会に付託された認定議案に係る審査日程の全てを終了し、本特別委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時11分 閉 会